

第4次八王子市教育振興基本計画策定検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第4次八王子市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、学識経験者等から幅広く意見又は助言を求めるため、第4次八王子市教育振興基本計画策定検討会（以下「検討会」という。）を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 検討会において、参加者に意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 八王子市における教育を巡る状況や課題と今後の教育のあり方に関する事項
- (2) 今後の具体的な教育施策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本計画の策定について必要と認められる事項

(構成)

第3条 検討会は、次に掲げる参加者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 小・中学校長 2名
- (3) 学校運営協議会委員 2名
- (4) 児童・生徒の保護者 2名
- (5) 一般公募市民 2名

(開催期間)

第4条 検討会を開催する期間は、令和6年4月1日から基本計画の策定までとする。

(座長及び副座長)

第5条 検討会に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、検討会の会議を進行する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(意見聴取等)

第6条 教育委員会は、必要に応じて参加者以外の者に検討会の会議への出席を求め、意見又は助言を求めることができる。

- 2 別表に掲げる職にある者は、検討会の会議に出席し、参加者と意見交換を行うものとする。
- 3 別表に掲げる職にある者のほか、教育委員会事務局職員は、必要に応じて検討会の会議に出席し、参加者と意見交換を行うことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、学校教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 2 月 8 日から施行し、第 2 条に定める事項の事務完了をもって廃止する。

別表（第 6 条関係）

教育総務課長、統括指導主事、生涯学習政策課長
